

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	令和 7 年度第 1 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会
2	会議の開催日時	令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) 午後 3 時から午後 4 時まで
3	会議の開催場所	さいたま市見沼環境センター 3 階 大会議室
4	出席者名	鬼沢会長、永田委員、清川委員、三次委員、川田委員、田口委員、田宮委員、谷口委員、高村委員、上領委員、山崎委員、甲斐委員、赤松委員
5	欠席者名	袖野副会長、中村委員
6	議題及び公開又は非公開の別	(1) 令和 6 年度さいたま市ごみ処理実績 (暫定) について (2) 令和 7 年度に実施予定の主な取組みについて (3) 一般廃棄物処理の手数料のあり方について (4) その他 (公開)
7	非公開の理由	—
8	傍聴者の数	0 名
9	審議した内容	一般廃棄物処理の手数料のあり方について
10	問合せ先	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 3 8
11	その他	

令和7年度第1回さいたま市廃棄物減量等推進審議会

次 第

日 時：令和7年5月20日（火）15:00～
場 所：見沼環境センター 3階 大会議室

1 開 会

- (1) あいさつ
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 委員及び事務局紹介

2 議 事

- (1) 令和6年度さいたま市ごみ処理実績（暫定）について
- (2) 令和7年度に実施予定の主な取組みについて
- (3) 一般廃棄物処理の手数料のあり方について
- (4) その他

3 閉 会

配付資料一覧

- 次第（本紙）
- 委員名簿
- 席次表
- さいたま市廃棄物減量等推進審議会に関する規定
- 会議資料1 さいたま市の廃棄物の現状と今年度の施策展開について
- 会議資料2 答申（案）

第11期さいたま市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和7年5月

(敬称略)

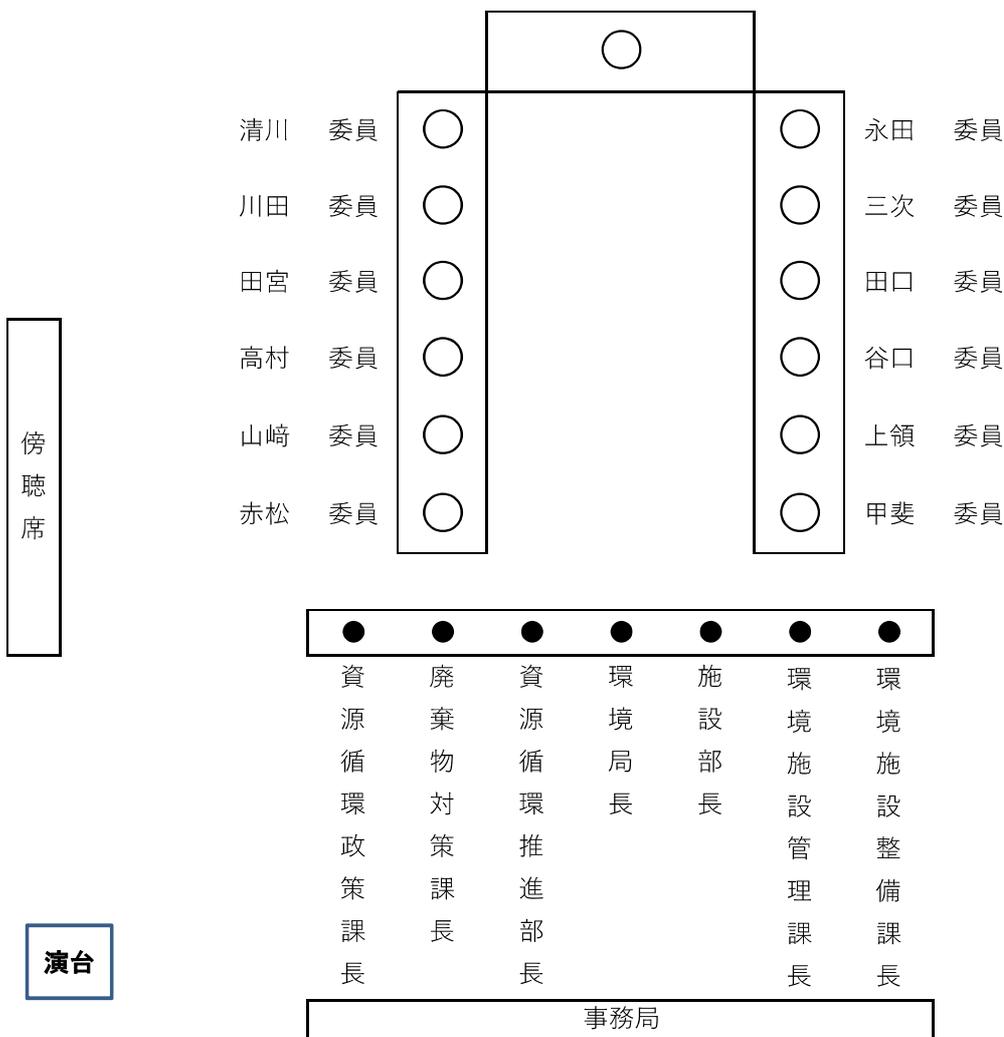
区分	所属	氏名
1	学識経験者 (特定非営利活動法人) 持続可能な社会をつくる元気ネット	きざわ りょうこ 鬼沢 良子
2	学識経験者 埼玉大学 大学院 理工学研究科 助教	なかむら けんご 中村 謙吾
3	学識経験者 芝浦工業大学 システム理工学部 環境システム学科 教授	そでの れいこ 袖野 玲子
4	市民代表 公募選出	ながた のぶお 永田 信雄
5	市民代表 公募選出	きよかわ しずか 清川 静香
6	関係団体代表 さいたま市自治会連合会	みつぎ のぶお 三次 宣夫
7	関係団体代表 さいたま市PTA協議会	かわた みちよ 川田 倫世
8	関係団体代表 さいたま市子ども会育成連絡協議会	たぐち ゆりこ 田口 ゆり子
9	関係団体代表 さいたま商工会議所	たみや すずむ 田宮 進
10	関係団体代表 (公益社団法人) 埼玉中央青年会議所	たにくち みずき 谷口 瑞生
11	関係団体代表 さいたま市環境会議	たかむら ゆみ 高村 裕美
12	関係団体代表 (特定非営利活動法人) 埼玉エコ・リサイクル連絡会	かみりょう そのこ 上領 園子
13	関係団体代表 さいたま市環境美化会議	やまざき ようこ 山崎 蓉子
14	関係行政機関 環境省関東地方環境事務所資源循環課長	かい ふみよし 甲斐 文祥
15	関係行政機関 埼玉県 資源循環推進課 副課長	あかまつ しんいち 赤松 真一

任期 | 令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和7年度第1回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 席次表

日時 | 令和7年5月20日(火) 15:00~
場所 | 見沼環境センター3階 大会議室

鬼沢会長



傍聴席

演台

スクリーン

入口

さいたま市廃棄物減量等推進審議会 根拠法令

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
(平成13年5月1日条例第195号)
- 3 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
(平成13年5月1日規則第142号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

第11章 審議会及び推進員

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

さいたま市の廃棄物の現状と 今年度の施策展開について



令和7年5月20日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

- 1 令和6年度さいたま市ごみ処理実績(暫定)について…………… 3
- 2 令和7年度に実施予定の主な取組みについて …………… 6
 - (1) 食品残渣リサイクル実証事業
 - (2) 食品ロス削減月間キャンペーン
 - (3) リユース品回収イベント
 - (4) 製品プラスチック一括回収に向けた周知啓発
- 3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について …………… 12
- 4 その他 …………… 24
 - 今後の予定(案)

1 令和6年度さいたま市 ごみ処理実績(暫定)について

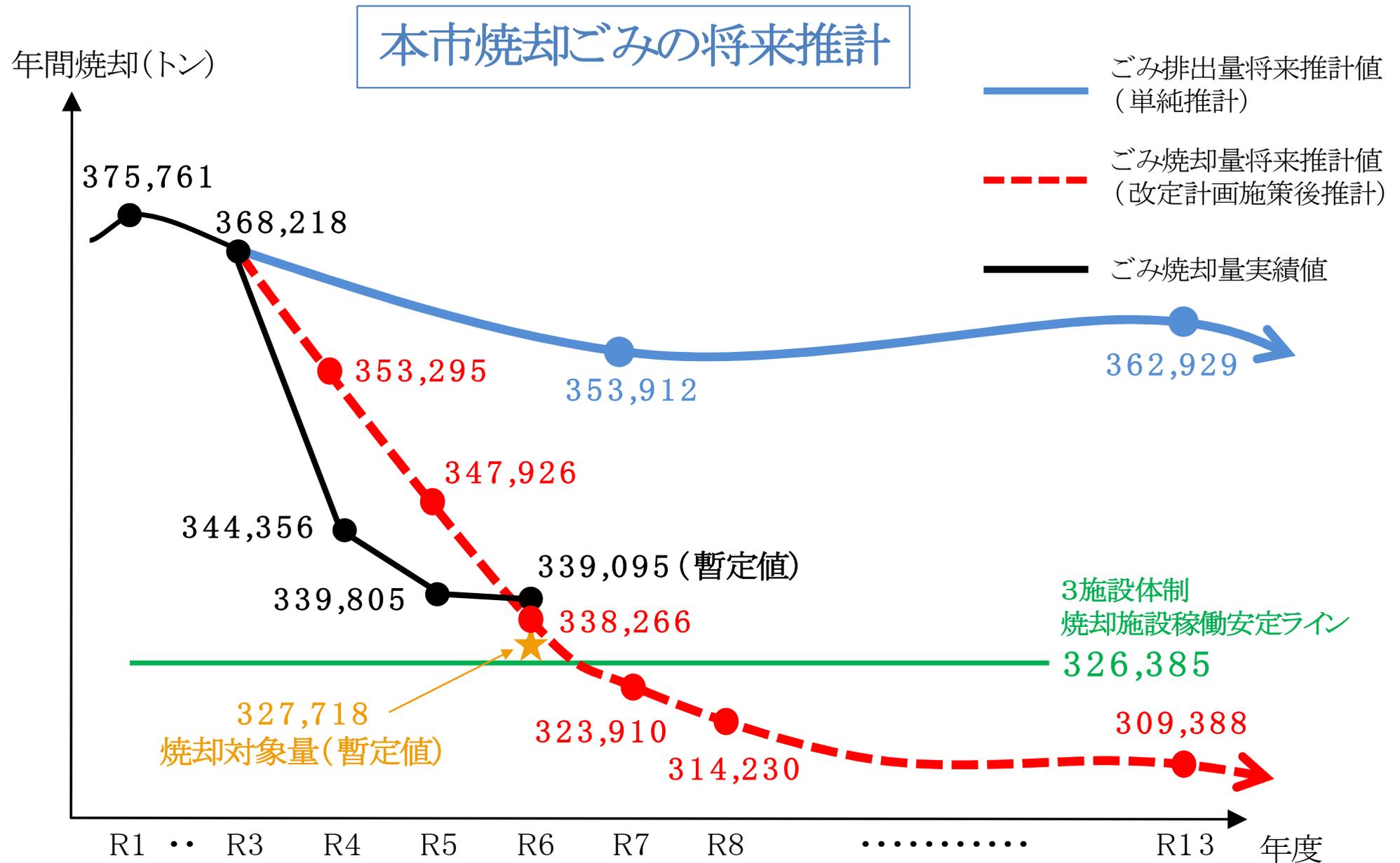
令和6年度ごみ処理実績(暫定)の概要

項目	R5	R6*	増減 (前年比)	最終目標 (R9)	目標達成状況 (R9年度目標との差)
①総排出量(t)【可燃+不燃+資源】	387,312	382,645	▲4,667	390,867	達成(▲8,222)
家庭系ごみ排出量(t)	280,746	277,037	▲3,709	289,968	▲12,931
事業系ごみ排出量(t)	97,667	97,438	▲229	100,503	▲3,065
②市民1人1日あたり総排出量(g)	787	777	▲10	827	達成(▲50)
③市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g)(資源物除く)	471	463	▲8	456	未達成(+7)
④最終処分率(%)	3.27	2.67	▲0.61	3.1	達成(▲0.43)
人口(各年度10月1日現在)	1,343,826	1,350,047	+6,221		

※令和6年度は令和7年4月30日時点の暫定値

- 全ての指標において、昨年度と比べ数値が減少している。
- ①総排出量については、家庭系ごみの排出量の減少量が大きい。
- ③市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量以外は最終目標を達成する見込みとなっている。

本市の焼却ごみ量（※もえるごみに限る）の推移と将来推計



2 令和7年度に実施予定の 主な取組みについて

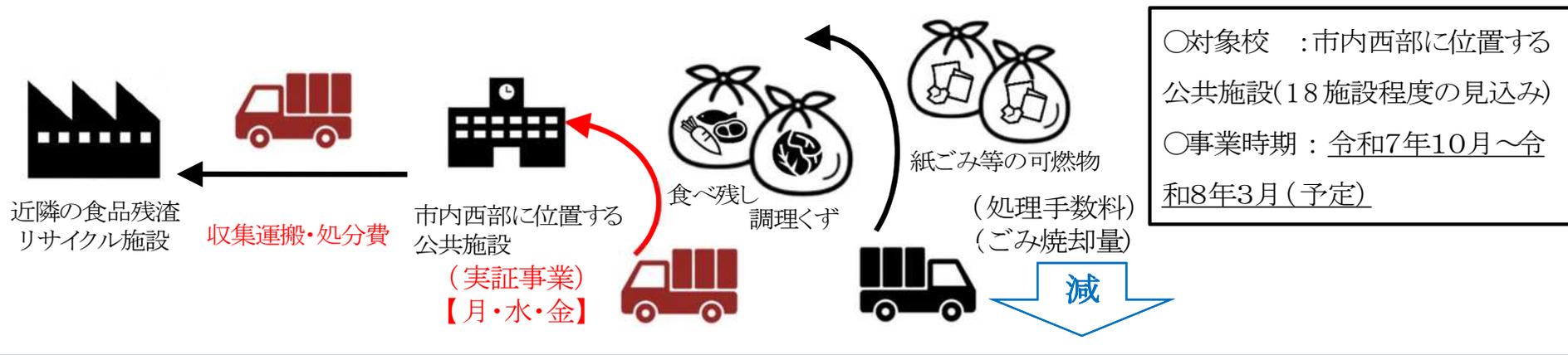
2-1) 食品残渣リサイクル実証事業

事業目的

本事業は、本市公共施設の調理室等から発生する食品残渣を効率的に回収し、ごみの減量化を図るとともに、生ごみからバイオマス発電を行い、再生可能エネルギーを創出することによりCO₂排出量の削減に資することを目的とする。

事業内容

- ① 各施設で行っている一般廃棄物等収集運搬業務委託とは別に実証実験専用の収集運搬車両を用意し、分別保管されている食品残渣をルート回収する。
- ② 衛生面の観点から、可能な限り現状の収集頻度に合わせて回収する。(月・火・水など)
- ③ 調理員の方には、資源化施設の受入れ基準に合わせた分別に御協力いただき、食品残渣のみを別容器に保管していただく。
- ④ 当該事業は半年間の実証事業と位置づけ、実証結果を分析し、構築したルート回収の実用化を目指す。



検証事項

- 排出総量の推計
- CO₂排出量削減効果
- コスト推計
- 分別基準の策定
- 分別・保管オペレーションに必要な措置
- 安全な収集運搬に必要な措置
- など

2-2) 食品ロス削減月間キャンペーン

目的

10月の食品ロス削減月間に合わせて普及啓発を行うことで、食品ロス削減をより一層推進し、ごみのさらなる減量に資するため市民意識の醸成を図る。

内容(10月-11月実施予定)

協力店舗で賞味・消費期限が迫った商品等にシールを貼り、商品を購入した市民がそのシールを集め、応募してもらい、当選者にプレゼントを送付します。

キャンペーンイメージ



2-3) 不要品回収イベント

目的

ごみのさらなる減量に資するため、市民のリユース活動を促進し、リユースを日常的な行動として捉えるような市民意識の醸成を図る。

内容(12月実施予定)

「家庭で不要になったけれど、まだ使えるもの」を、参加事業者を通して回収しリユースにつなげる。(市内西側地域で実施予定)

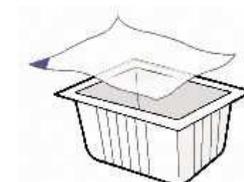
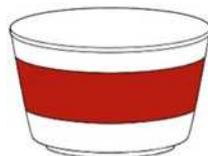
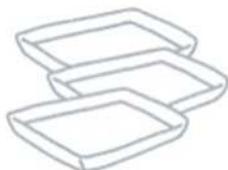
昨年度の様子



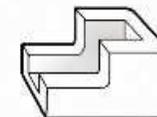
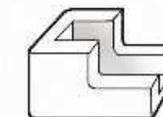
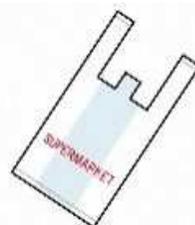
2-(4) 製品プラスチック一括回収に向けた周知啓発

プラスチック資源物の種類

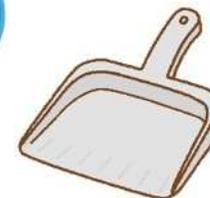
○容器包装プラスチック(30cm未満)の例(本市分別回収品目)



(令和6年10月から拡大回収)



○製品プラスチック(30cm未満)の例

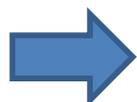


2-(4) 製品プラスチック一括回収に向けた周知啓発

開始時期: 令和8年度(予定)

課題: リチウムイオン電池などの異物混入リスクの増大

令和7年度から
準備が必要



市民への丁寧な周知・啓発が重要となる

周知等スケジュール(案)

	令和7年			令和8年												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
製品プラ一括回収	容器包装プラスチックのみの回収												開始			
全戸配布								チラシ作成等準備				配布				
自治会回覧用チラシ	周知・啓発 内容の校正		チラシ・ポスター 作成等準備				回覧									
公共施設等ポスター	周知・啓発 内容の校正		チラシ・ポスター 作成等準備				公共施設等へ配布・掲示									
市ホームページ						準備	公開									
令和8年度版 家庭ごみの出し方マニュアル			校正・発注				各家庭へ戸別配布									
さいたま市報への掲載				掲載準備			掲載			掲載準備			掲載			
ごみ分別アプリ、 さいたま市民アプリ、 その他市SNS						準備	配信					準備	配信			
出前講座	随時実施															

3 一般廃棄物処理の手数料の あり方について

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

前回資料再掲

(1) 犬猫その他動物の死体処理手数料の改定案について

【現行】

種別	基準	金額	
		市が収集、 運搬し処分 するもの	市が処分の みするもの
犬、猫その 他の動物の 死体	1頭につき	1,000円	500円

【改定案】

種別	基準	金額	
		市が収集、 運搬し処分 するもの	市が処分の みするもの
犬、猫その 他の動物の 死体	1頭につき	5,000円	

*上表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。
ただし、10円未満の端数切捨て。

*上表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。
ただし、10円未満の端数切捨て。

○改定額の考え方

①収集運搬

$$\begin{matrix} \text{(処理経費(税抜))} & \text{(負担率)} \\ 4,454\text{円} & \times 50\% & \doteq 2,000\text{円} \end{matrix}$$

②火葬(処分)

$$\begin{matrix} \text{(処理経費(税抜))} & \text{(負担率)} \\ 2,907\text{円} & \times 100\% & \doteq 3,000\text{円} \end{matrix}$$

③手数料実額(①+②)

$$\begin{matrix} \text{(税抜実額)} & \text{(税率)} & \text{(税込実額)} \\ 5,000\text{円} & \times 10\% & = 5,500\text{円} \\ & & \langle \text{実受益者負担率}67.9\% \rangle \end{matrix}$$

※実体的に清掃センターへの直接持込みはないため、「市が処分のみするもの」の枠は未設定とする。

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

(1) 犬猫その他動物の死体処理手数料の改定案について

【前回(令和6年3月18日)審議のまとめ】

ご意見等		回答・対応方針
1	動物の死体を市が一般廃棄物として処理する場合、火葬しなければいけないのか。	供養のため飼主の責任で民間業者に依頼してお骨にするという方法もありますが、市は公衆衛生の観点から処理責務を負っているため、簡易的ではありますが安価でも処理できるルートを市民サービスとして提供しています。
2	一般廃棄物としてならば市が処理すべきだが、愛玩動物である場合は、動物を飼っていない市民との公平性の観点からも専門の民間火葬業者に依頼して飼主が費用も面倒をみるべき。	そのような観点からも、なるべく実費に近い手数料に改定すべきとの御意見もあるものと考えています。
3	これまでの手数料はいつ頃設定したもので、どのくらいの期間を経て見直しの必要性が生じたのか。	合併以来改定していないので、20年は経過しています。過去に改定の必要性を調査した記録はなく、今後は定期的に負担率等の調査を行い、記録を残しながら検討してまいります。
4	犬猫その他動物の死体処理手数料の改定は、早ければ来年になるのか。	早ければ7月の庁内の会議に諮り、12月議会に議案を提出します。議決されれば半年くらいの周知期間を経て令和8年の中盤ごろ施行となる見込みです。
5	価格改定を次から次へ行うと市民の理解が得られにくいので、できれば一斉に改正した方がよい。	(ご意見として賜りました。)

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

(1) 犬猫その他動物の死体処理手数料の改定案について

【前回(令和6年3月18日)審議後に頂いた意見照会の結果】

(表1) 改定案についての意見集計

選択肢	人数
原案のとおりでよい	12
一部修正が必要	1
全面的に修正が必要	1
その他意見なし	1

(表2) 修正意見及びその他意見に対する本市の回答・対応方針

選択肢	理由・ご意見等	回答・対応方針
全面修正	市が火葬までしなくてもよいのではないか。火葬は民間の専門業者に任せるべき。	公衆衛生の確保と社会通念上の観点から、火葬による処理を維持したいと考えています。
一部修正	動物の大小を考慮されたい。	一体あたりの経費となっていることから、大きさに関わらず一律としたいと考えています。
原案のとおり	市民への案内にあたっては、民間事業者に依頼するのが望ましい旨お知らせしては。	大宮聖苑等の選択肢があることも併せて周知してまいりたいと考えています。
原案のとおり	大型や有毒動物等の場合に実費相当若しくは専門施設に依頼することと決めておかななくてもよいか。	市で収集・火葬できない動物は、専門業者に依頼するよう、引き続き説明してまいります。
原案のとおり	今後、負担率が100%に近くなるよう検討してもよいと思う。	次回以降の検討の視点とさせていただきたいと考えています。

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

前回資料再掲

(2) 適正処理困難物及び粗大ごみの処理手数料の改定の方角性について

(表3) 現行の手数料の状況

品目	収集運搬			処分		
	手数料(円) (A)	1個当たりの 収集経費(円) (B)	倍率 (B)÷(A)	手数料(円) (C)	1個当たりの 処分経費(円) (D)	倍率 (D)÷(C)
適正 処理 困難 物	スプリング入り マットレス	550	3.3倍	1,650	6,118	3.7倍 (11倍)
	スプリング入りソファ (2人がけ以上)			1,650		
	スプリング入りソファ (1人がけ)			(550)		
	物干し台			550	算出不可	—
	バッテリー			550	算出不可	—
	タイヤ			550	490	0.9倍
	ホイール			550	算出不可	—
粗大ごみ			設定なし	1,731	—	

$1,813 \times 30.3\% = 550$

(2) 適正処理困難物及び粗大ごみの処理手数料の改定の方向性について

○改定の方向性

- ・収集運搬手数料(黄枠)に関しては、現状、受益者負担率が30.3% であるため、50% への引き上げを目指す。
- ・適正処理困難物のうち、大きな乖離が見られるスプリング入り品目の処分手数料(赤枠)については、受益者負担率100% への引き上げを目指す。

(例) スプリング入りマットレスの場合

	収集運搬	処分	手数料実額
現 行	550円	1,650円	2,200円
改定後	1,000円程度	6,000円程度	7,000円程度

- ・粗大ごみ処分手数料(青枠)については、搬入物重量調査を行い、その平均重量から、従量制である直接搬入手数料と整合を図り額を設定する。

(例) 粗大ごみの平均重量が20kgであった場合

	収集運搬	処分	手数料実額
現 行	550円	設定なし	550円
改定後	1,000円程度	500円程度	1,500円程度

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

(2) 適正処理困難物及び粗大ごみの処理手数料の改定の方角性について

【前回(令和6年3月18日)審議のまとめ】

ご意見等		回答・対応方針
1	スプリングマットは、安易にごみに捨てられないよう、説明がつくのであればもう少し高くても許容できるのではないか。	(ご意見として賜りました。)
2	今回の改定は、粗大ごみとスプリング入りマットレスだけで、収集運搬の料金が変わるのはこの2つのみか。それとも他の適正処理困難物の収集運搬料金も変わるのか。	収集運搬の手数料は品目に関わらず一律で改定する予定です。また、改定する収集運搬手数料にそれぞれの処分手数料を合算した額が手数料の実費となります。
3	一般廃棄物の処分の値上げをするときは、ごみの多い少ないなどの時期を慎重に検討すべき。	ご意見を参考に、改定時期については庁内で慎重に検討してまいります。
4	スプリング入りソファとマットレスは同じ額か。	スプリング入りソファは1人掛けと2人掛け以上で分けており、2人掛け以上のものはマットレスと同じ額となります。1人掛けのものも改定の対象となります。
5	粗大ごみは物によらず定額との方角だが、平均よりも軽い又は重い重量のものを処分する方にはどのように説明するのか。	品目別の設定すると設定にない品目が出た場合に混乱が想定されます。また、直接搬入の従量制の考え方を併せ、重量調査を詳細にするなど、実態に可能な限り近づけることで理解を求めてまいりたいと考えています。

3 一般廃棄物処理の手数料のあり方について

(2) 適正処理困難物及び粗大ごみの処理手数料の改定の方向性について

【前回(令和6年3月18日)審議後に頂いた意見照会の結果】

(表4) 改定の方向性についての意見集計

選択肢	人数
原案のとおりでよい	13
一部修正が必要	1
全面的に修正が必要	0
その他意見なし	1

(表5) 修正意見及びその他意見に対する本市の回答・対応方針

選択肢	理由・ご意見等	回答・対応方針
一部修正	スプリングマットレスの処分手数料について、かなりの値上げになるため、不法投棄の増加が懸念される。(類似のご意見が他に3件あり。)	これまでの手数料改定において不法投棄が増加したということはありませんが、パトロール等を強化してまいります。
原案のとおり	ハンスプリングマットレスなどのグリーン購入への誘導施策も併せて行うことが重要である。	廃棄時のことも見据え、リサイクルしやすい製品を積極的に選択するよう啓発してまいります。
原案のとおり	併せてリサイクルの可能性についても検討すべき。	市民のリユース活動の促進に努めてまいります。また、家具等のリサイクルについては検討を行っているところです。
原案のとおり	市民のリユース、リデュースを促進するため、使い捨ては「お金がかかる」という意識を丁寧に広報していくことが重要である。そのため、金額設定の理由は市民に分かりやすく知らせる工夫が必要である。	廃棄時のことも見据えた2Rの啓発や適正な受益者負担についてご理解いただけるよう説明を工夫してまいります。

【参考資料】主な自治体の犬、猫その他動物の死体の処理手数料

(令和6年10月 さいたま市調べ)

自治体	収集運搬手数料	火葬手数料	実額
横浜市	(収集+火葬)	6,500円	6,500円
川崎市	(収集+火葬)	3,000円	3,000円
相模原市	(収集しない)	4,300円	4,300円
千葉市	550円※	550円	1,100円
春日部市	(市では処理しない)		—
越谷市	(収集+火葬)	7,350円	7,350円
富士見市	(収集+火葬)	小型:1,500円、中・大型:2,000円	—
	—	犬:1,050円、猫:420円、その他210円/kg	—
志木市	(収集+火葬)	2,100円	2,100円
	—	犬:1,050円、猫:420円、その他210円/kg	—
朝霞市	1,000円※	1,000円	2,000円
川口市	1,140円	4,380円	5,520円
戸田市	(収集しない)	1,500円	1,500円
蕨市	(収集+火葬)	3,300円	3,300円
上尾市	1,300円	700円	2,000円
蓮田市 白岡市	(市では処理しない)		—

※(収集運搬及び火葬手数料) -(火葬手数料) により算出した収集運搬のみに係る手数料

【参考資料】大宮聖苑及び民間事業者の動物死体火葬料金

(令和7年3月 さいたま市調べ)

	合同・個別火葬	火葬料金(小)	火葬料金(大)
大宮聖苑	個別	8,380円	16,760円
民間事業者A	個別	23,000円～	30,000円～
民間事業者B	合同	16,500円	38,500円
民間事業者C	合同	16,500円	27,500円
民間事業者D	合同	15,400円	28,600円
民間事業者E	合同	11,000円	22,000円
民間事業者F	個別	16,000円	27,000円
民間事業者G	個別	22,000円	37,400円
民間事業者H	個別	24,200円	33,000円
民間事業者I	合同	15,000円	29,000円

- ・(小)は主に猫や小型犬、(大)は15～20kg程度の犬が目安(業者により異なる)
- ・民間事業者は市内及び周辺地域のうち、料金表を公表している事業者をランダムに選定。個別と合同の両方を行っている場合は合同の料金を記載。

4 その他

今後の予定(案)

主な施策	令和7年度												令和8年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上半期	下半期	
容器包装プラスチック(拡大回収の実施、資源物1類のごみ袋を「透明袋」のみに限定) 製品プラスチック(施設の改修等受入準備の実施) 容器包装プラスチック リサイクルの拡大	容器包装プラスチック(拡大回収の実施、資源物1類のごみ袋を「透明袋」のみに限定)														
	製品プラスチック(施設の改修等受入準備の実施)														
													製品プラスチック 市民周知	製品プラスチック 一括回収開始(予定)	
事業系木くず類 の資源化誘導	事業系ごみ処理手数料 240円/10kg														
	清掃センターでの原則受入停止														
家庭系剪定枝、刈草のリサイクル 実証事業等	【事業モデル】清掃センターでの引き抜き資源化開始														
													新規モデル事業化計画	新規モデル事業化	
食品残渣 リサイクル 実証事業	実証事業の計画立案・関係者との調整・準備				実証実験				事業化検討、予算要求						
家庭ごみの 直接搬入制度 の見直し	手数料(第1段階目) 100円/10kg						手数料改定(第2段階目) 180円/10kg						240円 /10kg		
	完全予約制														
一般廃棄物処理 手数料(犬猫 その他動物の 死体・適正処理 困難物・粗大 ごみ)の見直し	審議会 (答申)	粗大ごみ等実態調査						改定案の作成				都市経営戦略会議 (審議)	議案の提出		
審議会	第1回 (今回)							第2回					第3回	(4回程度の開催を予定)	

令和7年5月20日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市廃棄物減量等推進審議会

会長 鬼沢 良子

さいたま市一般廃棄物処理手数料のあり方について（答申）

令和6年11月20日付け環資資第2133号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

なお、実施の際には、附帯意見に留意するよう併せて要望します。

担当（事務局）

環境局資源循環推進部資源循環政策課

政策推進係 相良、山口

直 通 048-829-1338

FAX 048-829-1991

E-mail: shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

1 審議事項

さいたま市一般廃棄物処理の手数料のあり方について

2 審議の経過

さいたま市は、令和5年3月に改定した第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に「ごみ処理手数料の適正化」を新たな施策に位置付け、3Rの推進する仕組みを構築することを目的に令和5年度には事業系一般廃棄物処理手数料を、令和6年度には家庭系ごみの直接搬入手数料について改定を行っています。しかしながら、平成13年のさいたま市合併以来、未だ見直しを行っていない残りのごみ処理手数料についても、処理にかかっている経費と手数料の額に大きな乖離が見られる状況であることから、令和6年11月20日に諮問を受けてこれらの手数料のあり方について、当審議会でも慎重に審議してきました。

審議の過程で、市から「犬猫その他動物の死体」の処理手数料については、改定案及び改定のスケジュールが提示されました。手数料額及び設定の考え方については、実際にかかっている処理経費、周辺自治体との均衡及び民間火葬業者の相場を考慮しても妥当であるものと考えます。また、愛玩動物という性質上、本来は飼主である受益者に処理経費相当額を負担いただくべきものですが、市は公衆衛生の確保について責務があることから、収集運搬経費の一部を負担するという考え方も理解できます。改定の時期については、手数料額と処理経費に大きな乖離がみられるため、早急に是正することは必要ですが、令和5年度から3年続けての改定であることや今後見直しを控えている手数料を考慮すると、残りの手数料については一括で改正することが、市民の負担の緩和や制度改正の混乱の回避に繋がるものと考えます。

次に「粗大ごみ」及び「適正処理困難物」の処理手数料については、改定の方向性が提示されました。これらの収集運搬（戸別収集）については、前述の「犬猫その他動物の死体」と同様の考え方のもとに負担率の整合も図られていることから妥当であると考えます。また、適正処理困難物のうち、経費と大幅な乖離があるスプリング入り製品の処分手数料を改定することについては受益者負担率も含めて賛同しますが、大きな額の改定となることから、不法投棄の増加も懸念されることです。そして、現状設定がない粗大ごみの処分の部分に当たる手数料については、市が提示した手法により清掃センターへの直接搬入手数料と整合を図ることについては妥当であるものと判断します。

以上の審議経過を踏まえ、事項のとおり当審議会から意見を述べます。

3 審議会の結論

- (1) 「犬猫その他動物の死体」の処理手数料の改定案について、妥当なものであると評価する。
- (2) 「粗大ごみ」及び「適正処理困難物」の処理手数料の改定の方向性について、妥当なものであると評価する。

4 附帯意見

- (1) 改定の時期は、「犬猫その他動物の死体」、「粗大ごみ」及び「適正処理困難物」を同時一括で行うことが望ましい。
- (2) 改定を行う際は、不法投棄を防止する対策を併せて講じるべきである。
- (3) 市民に対しては、改定への理解を得られるよう周知に努めること。また、グリーン購入等の廃棄時のことも想定した購入行動を啓発するとともに、廃棄時にはリユースの選択肢があることも併せて周知することが望ましい。
- (4) 物価等の経済状況は変動するものであるため、一般廃棄物の処理の手数料については、今後は定期的に見直しを行うことが望ましい。

令和7年度第1回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

日時 | 令和7年5月20日(火)

15:00~16:00

会場 | 見沼環境センター 3階 大会議室

令和7年度第1回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1. 日時

令和7年5月20日（火）15時00分開会 ～ 16時00分閉会

2. 場所

さいたま市見沼環境センター 3階 大会議室

3. 出席者（敬称略）

出席委員

鬼沢 良子 永田 信雄 清川 静香 三次 宣夫 川田 倫世 田口ゆり子 田宮 進
谷口 瑞生 高村 裕美 上領 園子 山崎 蓉子 甲斐 文祥 赤松 真一

欠席委員

袖野 玲子 中村 謙吾

事務局

[環境局]

環境局長

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課長 廃棄物対策課長 外5名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課長

4. 次第

開会

議事

- (1) 令和6年度さいたま市ごみ処理実績（暫定）について
- (2) 令和7年度に実施予定の主な取組みについて
- (3) 一般廃棄物処理の手数料のあり方について
- (4) その他

5. 議事録

■ 開会

委員の交代があり、田宮委員が新たに委嘱された。

■ 議事

(事務局から、(1) 令和6年度さいたま市ごみ処理実績(暫定) についての説明が行われた。)

(発言内容)

鬼 沢 会 長：数値がまだ暫定ということで、次回には確定した数値がお示しできるということです。未達成の部分が1か所あってちょっと残念ですけど、もう一息です。ほんのわずかですけれども。

事 務 局：令和9年度までの目標となっているので、もう少しだと思います。

(事務局から、(2) 令和7年度に実施予定の主な取組みについて の説明が行われた。)

(発言内容)

鬼 沢 会 長：皆さんにいろいろご意見いただきたい点がありますので、ご質問いただければ。例えばこんな風に広報していただきたいとか、気が付いたところがあれば、いかがでしょうか。食品ロス削減のキャンペーンなんかは非常に身近なことなんですけれど、川田委員いかがですか。昨年に続きこのキャンペーンをもっと拡大して行っていきたい、特に店舗を増やしたいとのことですが。昨年は何店舗の参加でしたか。

事 務 局：昨年は最初ということで、イトーヨーカ堂さんなど参加いただきましたが17店舗となったところです。

鬼 沢 会 長：それを今回は100店舗にしたいと。

川 田 委 員：キャンペーンを知ってもらわないとこのロスの削減っていう活動の認知が進まないと思うので、私もここに来ているからそんなことをやっているんだと思ったんですけれども、一家庭の主婦という立場から見たらそんなことやっているの知らなかったとなってしまうので、まずそういった活動があるんだっていうことを皆さんに知ってもらえたら良いなと思いました。

鬼 沢 会 長：10月11月に実施予定ですから、これに向かってどのような周知・広報されていくのですか。

事 務 局：私どもの方でチーム Eat All というものがあります。食品ロス削減に取り組んでいる企業さん、小売店舗さん、個人のお店とかも含めてですが、そちらの

方が42社でチームを作っていますので、まずはそこの小売業者さんなどと話をしまして、参加いただけるようその辺で広めていこうと思いますし、また、それ以外の商店街さんとかにもお声がけをしていこうと考えています。

川田委員：プラスチックの回収に係るリチウムイオン電池のことですが、先ほどの施設見学で思いついたのですが、小学校のときに夏休みの宿題で自由研究だったり、どこかの美術展覧会の絵を描くとか、お習字を書くとかの一覧表があって、その中から一つを選んで夏休み明けに宿題として提出するのですが、その中に何か啓発系のポスターがテーマに入っていることがあって、その一覧表を見ながら保護者と子供で、今年の夏休みはどれに取り組もうか、絵が得意だから絵を描こうかっていう風なコミュニケーションをとる場にもなるんですね。なのでこのテーマがあってこのポスターを描くっていう一覧が一個あるだけで、もし描いてくれたら嬉しいですし、描いてくれなかったとしてもそのご家庭の中でこう言ったりリチウムイオン電池をどこに捨てる、きちんと分別して捨てるっていう家の中での意識づけにつながるのではないかなと思って、そういうところとも絡めていくのもいいのかなと考えてみました。

鬼沢会長：学校の子供たちのポスターの作成とかにも働きかけたらどうですかというご意見がありました。

事務局：さいたま市ではごみスクールといたしまして、小学生4年生や幼稚園児などに出席講座のような感じでやらせていただいているのですが、さらに今のご意見を踏まえて教育委員会へ話をしてみたいなと思います。

鬼沢会長：そこで例えばポスターを描いて応募して頂いたものをこの施設に貼っておくとかすると、描いてくださったお子さんや家族がこの施設をまた見に来るとか、学校で見に来るとか、次につながりますよね。他にいかがでしょうか。やはりすごく大切な事前の広報が実績につながってくるんじゃないかなと、ぜひヒントがあれば。それと不要品回収イベントも今度場所と日にちを変えて、実施するのはすごくいいですね。同じ会場で同じ時期にやっているとその近辺の人しか参加できないですが、12月の家の中を整理しようかっていう気持ちになったときにこういうことがあると、うちではもう使わないけどまだ使えるってものが、出す場所になるかなと思うんですけど。

三次委員：減量に資するための目的ということで、市民のリユース活動促進っていうことが9ページにありますけれども、この事業者を通して回収してリユースにつなげるってことでことですが、今年は西側地域と聞きましたが、具体的に

令和5年度、6年度とやってきた内容や効果、感想はどのような状況でしょうか。

事務局：昨年度につきましてはフェスティバル形式ということで、不要品の回収と食品ロスの削減でやらせていただきました。まず、不要品回収につきましては、さいたま市で協定を結んでいる、衣類とか自転車とかをリユースしている業者さんに会場に来ていただいて、ここでお店を広げておりました。自転車ですと回収させていただいて、中古でも販売もしておりました。不要品のところにつきましては衣類とかをお持ちいただいたり、お子さんにも来ていただけるように会場をスタンプラリーのような形式で楽しみながらまわってもらいました。食品ロスにつきましても併せてやりましたが、食品ロス削減に関係する食べ物などの販売をして、お子さんにも楽しんでもらえるような形でやらせていただきました。さらに前の年（令和5年度）は市役所駐車場で開催し、不要品の回収イベントだけでしたがだいぶ集まりました。数字はすぐに出てきませんが、特に近隣の方からは近くでやっていると持っていきやすいよねといった話もありまして、来年もやってくださいとお声をいただいておりますので、各区のバランスもありますので毎年1～2回ということできいろいろとまわらせていただきたいと思いますと考えております。

三次委員：自治会という立場で出席していますが、今の感想を聞いて、私も岩槻区の方なので、ぜひ岩槻の方でも機会があればいかがかな、という思いで聞かせていただきました。

鬼沢会長：昨年の会場では永田委員のところで、家庭から出た食品を寄付していただく形でやっていましたが、一言どうぞ。

永田委員：フードバンク埼玉といいまして、食品ロス削減のためのフードドライブということで、ご家庭で不要になっている・眠っている食品があったらご提供くださいということで行いました。集まった食品はひとり親家庭の支援であるとか子ども食堂であるとか、生活困窮者への支援ということで活用させていただいてますので、たくさん集まれば集まるほど食品ロスの削減にもなるし、市内の食品を必要としている人たちへの提供にもつながるということで、先ほど事前の宣伝などのお話がありましたが、どういう風にしたらいかなと悩んでいましたが、いろんな形で目に入る、それで実は昨年に市内の開智学園の生徒さんが自主的にフードドライブを学校の中でやって、プラスチックの箱3箱分くらいの食品を集めたということがありますし、市内の道祖土中学校の生徒会の方が秋にフードドライブを生徒会としてやって、量は

そんなに集まらなかったのですが、自分たちで作ったチラシとかポスターを校内に貼るといったことがあって、実は中高生が自分たちでやるとすごく訴える力があり、同年代の人に同じ目線で訴えられる、そういったことで何かできないかなという風に悩んでいたんですけど、今年もぜひ一緒に頑張りたいと思っていますのでよろしくお願いします。

鬼 沢 会 長：昨年会場ではクイズラリーもやっていて、意外とクイズが難しかったんです。正解しようといろいろと情報を見るっていう機会もあったりして結構楽しいイベントだったので、今回は場所を変えて、日にちも変えて行うということですので、ぜひ皆さんからも今度は違う場所でこういうことがあるという機会がありましたらお知らせをしていただけるといいんじゃないかなと思います。

高 村 委 員：スライドの10ページの製品プラスチックの一括回収に向けた周知・啓発なのですが、この製品プラっていうのと今までの容器包装プラがありますが、どれが良くてどれがダメでというのが迷うところがあると思います。なので現状全てのごみについては「あいうえお」順などで表になっている冊子が配布されていると思うんですけど、製品プラを含めると結構な種類があると思いますので、冊子も広報と一緒に入れたほうが良いと思います。もう一点が、このプラスチックを分別して回収することによって何が今までと違うのかっていうのをちゃんと入れたほうがいいかなと思ってまして、どうせもえるごみみたいに燃やすのであれば分別したって意味ないじゃないかといった意見を持っている人もいます。わざわざ分別させるのであれば、ちゃんとマテリアルリサイクルなど、役に立っているんだということを周知する必要があるのではないかと思います。

鬼 沢 会 長：この製品プラスチックの一括回収に向けた周知として、普及啓発はどのようなことを考えていますか。

事 務 局：まずは家庭のごみ出しマニュアルが基本と思っています。やはり紙で見るとというのがご意見で根強くあり、毎年発行しております。最初にありました、製品プラスチックがどういうものかについて、なかなか広報に載せるのも難しく量も多く、どの製品まで載せるのかということもあるのですが、ご意見いただきましたので、それも含めて検討いたします。また、分別していただいたものを燃やすのではなく、専用のリサイクルルートに流すというのが分かりにくい部分があるというのはおっしゃる通りだと思います。こちら表記の仕方や、市で運用しているごみ分別アプリがあり、30万ダウンロードを

超え、多くの市民の方にダウンロードいただいているので、こちらのお知らせ機能を使って逐次情報は提供させていただき、市民の皆さんの理解を深めていきたいと思えます。分別していただいたのにそのあとが分からないというのは、(分別の意義の) ご理解が得られないと思えますので、周知に努めていきたいと考えております。

鬼 沢 会 長：今のスライドの次（11ページ）に周知啓発の部分が載っています。戸別配布やチラシを作るとか、ポスターとかいろいろありますが、出来てからではなくできる前の今のうちに、具体的にいろいろ意見やヒントを事務局にお知らせいただいたほうが、より市民の方にささる周知になるかなと思えますので、新しいアイデアが思いついたら事務局にお知らせください。清川委員いかがですか。

清 川 委 員：2の(1)の食品残渣リサイクルの実証実験について、これは最終的に近隣の食品残渣リサイクル施設に持っていきバイオマス発電するというのはすごい取り組みだと思うのですが、この近隣の施設の場所が決まっていたら教えてもらいたいのと、最終的に CO2 排出量の削減を目的とすると書いてあるので、ここにかかってくるトラックの運送のところで CO2 も結構出てくるのではと思うので、どのように計画されているのかお伺いしたいです。

事 務 局：こちらにつきましては、残念ながらさいたま市内にリサイクルする施設がございません。ふじみ野市に食品残渣を持ってきて発酵・発電するという施設がございます。そちらにご協力いただきながら、さいたま市の公共施設、学校等から出るごみのうちもえるごみと食品残渣を分けて、食品残渣の分をルート回収して、ふじみ野市のリサイクル施設に搬入する、そうすると今まで燃えていたごみから二酸化炭素が排出しますので、リサイクルで減ればその分の二酸化炭素排出が減ります。おっしゃるようにルート回収するとその分の輸送に伴う二酸化炭素が発生するかと思います。それを含めまして、今年度下半期に実証実験を複数の学校もしくは公共施設の方で考えておりますので、そちらの方で実証実験をやって、ゆくゆくはさいたま市全域でやるとするとどのくらいの削減効果や費用対効果があるのかを含めて検討したいと考え、事業化ができるように検討していきたいと思えます。

高 村 委 員：今のスライド（11ページ）の関係で、バイオマス発電の方が費用対効果がいいのかが疑問に思った。食品残渣となると肥料や堆肥にした方が簡単ではないかなと思うのですが、それをバイオマス発電にするというのは、肥料などのアイデアは無かったということでしょうか。

事務局：さいたま市内で堆肥化する施設はないというのがあり、おっしゃる通り、費用対効果については今回初めて（検討）するのですが、もえているごみの中から食品残渣を取り出すというのは、ある意味まだ手を入れていないところですので、今回実証実験ということで費用対効果も含めて考えています。肥料化が安いかどうかその辺を含めて実証ということでやらせていただこうと考えています。

鬼沢会長：実証結果が非常に楽しみで、どんな結果になるのかなと思いますけれども、学校などの公共施設で行うというのは、ある程度量が集まるのとルートがちゃんと確保できるということもあって、公共施設での食品残渣の回収でバイオマス発電の実証を試みようということだと思いますので、この結果を見て今後どうしていくかということになるかと思います。

（事務局から、(3) 一般廃棄物処理の手数料のあり方について 説明が行われた。）

（発言内容）

なし

（答申書の受領を鬼沢会長から環境局長に対し行った。）

（事務局から、その他(4) 今後の予定 について説明が行われた。）

（発言内容）

なし

（閉会）